

6／15（月）の発表



北海道白老町に2020 OPEN!

報道発表資料の配付日時 6月15日（月）15時00分

発表項目 (行事名)	令和元年度（2019年度）農業・農村の動向等に関する年次報告について（資料配付）		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
			発表場所
概要	<p>北海道農業・農村振興条例第4条に基づき、令和元年度（2019年度）における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策に関する「年次報告」を知事から道議会に提出いたしました。</p> <p>〔年次報告の主な内容〕 (配付資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和元年度（2019年度）農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要 <p>〔農業・農村の動向〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 國際貿易協定や農政の新たな動きなど、農業・農村を取り巻く情勢 2 農業産出額の状況など本道農業の特徴と地位や、農家戸数や担い手の動向、担い手への農地の利用集積の状況 3 道産食品の安全・安心の確保、愛食運動の推進や環境と調和した農業の推進状況 4 主要農産物の生産や農業経営の動向 5 道産農産物・食品の販路拡大と輸出、6次産業化の推進状況 6 農業・農村整備の取組や新品種・新技術の開発状況 <p>〔農業・農村振興に関して講じた施策〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施策の基本方針と施策の重点 2 農業・農村の振興に関して講じた施策 		
参考			

報道（取材）に当たつてのお願い		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	（場所）

担当 (連絡先)	農政部 農政課 政策調整担当課長 大塚 真一 TEL ダイアルイン 011-204-5376 代表 011-231-4111 (内線: 27-107)
-------------	---

「令和元年度（2019年度）農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

〔 令和 2 年(2020年) 6 月
農政部 〕

1 趣旨

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、令和元年度（2019年度）における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

2 構成

- 第1部 北海道農業・農村の動向
 - 第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢
 - 第2章 北海道農業・農村の概要
 - 第3章 農業構造
 - 第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進
 - 第5章 主要農産物の生産等の動向
 - 第6章 農業・農村における付加価値向上
 - 第7章 農業経営の動向
 - 第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及
 - 第9章 農業関係団体の動き
 - 第10章 活力ある農業・農村づくり
- 第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策
 - I 施策の基本方針と施策の重点
 - II 農業・農村の振興に関して講じた施策

3 概要

〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

○ 國際貿易交渉の動き

- ・ T P P 11協定や日 E U ・ E P A に続き、平成31年（2019年）4月から日米貿易協定の本格的な協議が開始され、2019年10月に署名、令和2年（2020年）1月1日に発効。
- ・ 道は、その交渉過程において、いかなる国際環境下にあっても本道農業の再生産が可能となるよう、必要な国境措置の確保を国に求めるとともに、今後とも、T P P 11協定や日 E U ・ E P A 、日米貿易協定の発効による影響の継続的な把握に努め、体质強化に向けた施策の活用などを図っていく考え。

○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、令和2年(2020年)3月に新たな食料・農業・農村基本計画を策定。新たな基本計画では、産業政策と地域政策を車の両輪として、国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることを基本的な方針として、人材の育成確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、地域政策の総合化などを基本的な視点とする施策の推進を図ることとされた。
- ・ I C Tやロボット技術、A I等の生産現場への導入が喫緊の課題となる中、国は、令和元年(2019年)6月に「農業新技術の現場実装推進プログラム」を策定し、農業現場への新技術の実装を加速化。こうした動きを踏まえ、道は、地域や個々の営農状況に応じたスマート農業を推進していく共通指針として、令和2年(2020年)3月に「北海道スマート農業推進方針」を策定。

第2章 北海道農業・農村の概要

○ 本道農業の特徴と地位

- ・ 平成31年(2019年)の1経営体当たりの経営耕地面積は28.5haで都府県平均の12.9倍、飼養農家1戸当たりの乳用牛飼養頭数は134.2頭で同2.3倍。

■ 本道と都府県の経営規模の比較(平成31年(2019年)) (単位: ha、頭)

区分	北海道(A)	都府県(B)	(A)/(B)(倍)
経営耕地面積(1経営体当たり)	28.5	2.2	12.9
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	134.2	58.5	2.3

- ・ 平成30年(2018年)の農業産出額は1兆2,593億円で、全国に占める割合は13.8%。乳用牛5,026億円(全国シェア53.8%)、野菜2,271億円(同9.8%)が都道府県別で第1位と、主要部門の多くで上位を占める。

第3章 農業構造

○ 農業経営体数と就業構造

- ・ 平成31年(2019年)の販売農家戸数は3万5,100戸で、前年に比べ2.0%減少。このうち主業農の割合は、70.9%。
- ・ 平成31年(2019年)の販売農家の基幹的農業従事者数は8万1,900人で、前年に比べ2.4%減少。年齢階層別では、65歳以上の割合が41.4%。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移 (単位: 戸、人、%)

区分	北海道		都府県
	H30年	H31年	H31年
販売農家戸数	35,800	35,100	1,095,000
うち 主業農家数	26,100	24,900	210,700
構成比	72.9	70.9	19.2
基幹的農業従事者数	83,900	81,900	1,332,100
うち 65歳以上	33,400	33,900	944,800
構成比	39.9	41.4	71.5

○ 農業の担い手の動向

- ・ 平成31年(2019年) 3月末現在の認定農業者数は、高齢化の進行による離農などに伴い、前年より405経営体減少し2万9,741経営体となる一方、そのうちの法人の数は3,383法人と、近年増加傾向で推移。
- ・ 平成31年(2019年) 1月現在の農地所有適格法人数は、3,605法人と増加傾向で推移。食料品製造・販売業の企業等が農業者と共同して農地所有適格法人を設立する事例も増加傾向にあり、平成30(2018年)年9月現在で211法人。
- ・ 新規就農者は、平成22年(2010年)以降、減少傾向で推移。平成30年(2018年)は529人で、このうち新規学卒就農者は187人、Uターン就農者は225人、新規参入者は117人。

○ 地域営農支援システム

- ・ 平成31年(2019年) 3月末現在の農作業を請け負うコントラクター数は330組織と、前年より4組織増加。
- ・ 近年、TMRセンターが増加しており、平成31年(2019年) 3月末現在で80組織。酪農ヘルパー利用組合は、令和元年(2019年) 8月現在で86組織と、道東・道北の酪農專業地帯のほぼ全ての市町村に存在。

○ 担い手への農地の集積・集約化

- ・ 認定農業者等の担い手に集積された農地面積は、平成30年度(2018年度)で104万2千haとなり、耕地面積に占める割合は91.0%で、前年度に比べ0.4ポイント増加。

第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 道産食品の安全・安心の確保

- ・ JGAPやASIAGAPなどの第三者認証GAPの取組が増加しており、令和2年(2020年) 3月末現在では、道内で289経営体がJGAPやASIAGAP認証を取得。

○ 愛食運動の推進

- ・ 令和元米穀年度(平成30年(2018年)11月～令和元年(2019年)10月)の北海道米の道内食率は86%となり、8年連続で目標の85%を達成。
- ・ 国は、令和元年(2019年)10月に食品ロスの削減の推進に関する法律を施行し、食品ロスの削減を推進。道では、出前講座やセミナー等を実施するほか、食品ロスの削減に取り組む道内の飲食店等を協力店として登録する「どさんこ食べきり協力店制度」を令和2年(2020年)2月に創設し、食品ロス削減の取組を一層推進。

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ YES!clean表示制度に取り組む登録生産集団は、令和2年(2020年) 3月末現在で257集団となり、水稻、馬鈴しょ、トマト等の50作物を生産。
- ・ 有機JASほ場の面積は、平成30年(2018年) 4月1日現在で、2,757haと全国の26%。

第5章 主要農産物の生産等の動向

○ 稲作

- 令和元年産(2019年産)の米の作付面積は10万3,000ha。作況指数は104の「やや良」、収穫量は58万8,100トンで、不作であった前年産に比べ7万3,300トン増加。
- 米の食味ランキングで「ゆめぴりか」、「ななつぼし」、「ふっくりんこ」が「特A」を獲得するなど、北海道米は全国的にも高い評価。

○ 畑作

- 近年、小麦の作付面積は12万ha台で推移しており、令和元年産(2019年産)は12万1,400ha。登熟期間中の日照時間が確保されたことなどから、収穫量は67万7,700トンで、不作であった前年産に比べ20万6,600トン増加。
- 大豆の作付面積は近年増加傾向にあったが、平成30年産(2018年産)からやや減少し、令和元年産(2019年産)は3万9,100ha。播種後の小雨のため出芽不良となつた地域もあったが、収穫量は8万8,400トンで、不作であった前年産に比べ6,100トン増加。
- 馬鈴しょの作付面積は減少傾向で推移し、令和元年産(2019年産)は4万9,600haと前年産より1,200ha減少。収量は平年よりやや多く、でん粉価は平年並みとなり、収穫量は189万トンで、作柄がやや不良であった前年に比べ14万8,000トン増加。
- てん菜の作付面積は減少傾向で推移し、令和元年産(2019年産)は5万6,700haと前年産より600ha減少。収穫量は398万6,000トンで、前年に比べ37万5,000トン増加。根中糖分は平年並みの16.8%で、産糖量は約65万トン。

■ 主な農産物の作付面積・収穫量の推移 (単位: ha、トン、%)

区分	作付面積			収穫量		
	H30年産	R1年産	増減率	H30年産	R1年産	増減率
水稻	104,000	103,000	▲ 1.0	514,800	588,100	14.2
小麦	121,400	121,400	0	471,100	677,700	43.9
大豆	40,100	39,100	▲ 2.5	82,300	88,400	7.4
馬鈴しょ	50,800	49,600	▲ 2.4	1,742,000	1,890,000	8.5
てん菜	57,300	56,700	▲ 1.0	3,611,000	3,986,000	10.4

○ 園芸

- 野菜の作付面積は減少傾向で推移し、平成30年(2018年)は5万2,232haと前年より923ha減少。農業産出額は2,271億円で、前年に比べ157億円増加。
- 切花類の作付面積は減少傾向で推移し、平成30年(2018年)は463haと前年より18ha減少、出荷量も1億2,040万本で前年より9.6%減少。鉢ものを含む花き全体の農業産出額は131億円で、前年に比べ3億円減少。
- 果樹の栽培面積は、りんごととうがほぼ横ばいで推移するものの、ぶどうが増加し、平成30年(2018年)は3,020haと前年より20ha増加。農業産出額は54億円で、前年に比べ7億円減少。醸造用ぶどう産地としての注目度が高まっており、令和2年(2020年)3月現在で道内のワイナリー数は10年前の2.7倍の41か所。

○ 畜産

- ・ 令和元年度(2019年度)の生乳生産量は409万トンで、天候に恵まれたことや、増産に向けた生産基盤強化対策の実施などにより、前年に比べ13万トン増加し、初めて400万トンの大台を達成。
- ・ 平成30年(2018年)の牛肉の枝肉生産量は、全国1位の9万1,500トン(全国シェア19.2%)。品種別生産量は、肉専用種が6,900トン(同3.2%)で、乳用種が8万4,500トン(同32.7%)となっており、道内生産量の92%が乳用種。

第6章 農業・農村における付加価値向上

○ 道産農産物・食品の販路拡大と輸出

- ・ 本道から海外に輸出された農産物は、令和元年(2019年)で総額40億円と、前年から5億円増加。
- ・ 品目別では、ながいもが13億3,300万円と最も高く、LL牛乳などのミルク等が9億9,500万円、米が5億3,400万円、日本酒が3億4,800万円、たまねぎが3億4,000万円と、この5品目で輸出総額の89%を占めている。

○ 地域資源を活かした6次産業化の推進

- ・ 平成29年度(2017年度)の農業生産関連事業体数は3,470件と全国の5.6%。取組内容は農産物の加工や農産物直売所が多い。また、年間販売総額は1,553億円と全国の7.4%。
- ・ 6次産業化に取り組もうとする農林漁業者等から「北海道6次産業化サポートセンター」への相談件数は、令和元年度(2019年度)で延べ1,454件。相談者は農畜産業が最も多く、相談件数の6割以上を占める。

第7章 農業経営の動向

○ 営農類型別農業経営の動向

- ・ 平成30年(2018年)の水田作経営の1経営体当たりの農業粗収益は、前年に比べ13.3%減少。農業経営費は、賃借料や農機具費が減少したことなどから同3.6%減少。農業所得は545万円となり、同28.4%の減少。
- ・ 平成30年(2018年)の畑作経営の1経営体当たり農業粗収益は、前年に比べ2.7%減少。農業経営費は、光熱動力費や農機具費が増加したことなどから同2.3%增加。農業所得は1,208万円となり、同11.4%の減少。
- ・ 平成30年(2018年)の酪農経営の1経営体当たり農業粗収益は、前年に比べ3.9%増加。農業経営費は、動物費や光熱動力費が増加したことなどから同12.3%増加。農業所得は2,049万円となり、同18.1%の減少。

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり) (単位:千円、%)

区分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	H29年	H30年	増減率	H29年	H30年	増減率	H29年	H30年	増減率
農業所得	7,615	5,454	▲28.4	13,639	12,080	▲11.4	25,025	20,488	▲18.1
農業粗収益	19,330	16,751	▲13.3	37,650	36,638	▲2.7	90,496	94,014	3.9
農業経営費	11,715	11,297	▲3.6	24,011	24,558	2.3	65,471	73,526	12.3
農業所得率	39.4	32.6	▲6.8	36.2	33.0	▲3.2	27.7	21.8	▲5.9

第8章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- ・ 道は、「北海道農業農村整備推進方針」に沿って、農村の地域資源が有機的に結びつき、良好な状態に保たれることで、農業・農村が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、農業生産基盤の整備とともに、農地の保全や農業用施設の管理、農村地域の生活環境整備などを推進。
- ・ 農業生産基盤の整備では、競争力のある力強い農業を目指した水田や畠地の整備、農業水利施設等の長寿命化対策や国土強靭化、飼料自給率の向上を目指した草地整備などを推進。

○ 農業技術の開発・普及

- ・ 道総研農業研究本部等は、令和元年度(2019年度)の研究成果として、薄力で北海道初の菓子用品種となる小麦の新品種「北見95号」、道内のそば作付面積の9割を占める「キタワセソバ」に比べ、多収で容積重が重い新品種「キタミツキ」等を開発。
- ・ 新技術では、ながいもの安定生産に向けた催芽(さいが)法の改善や、秋まき小麦「きたほなみ」の気象変動に対応した窒素施肥管理による子実タンパク質の安定化、基盤整備と水田フル活用による大規模水田作経営の所得増加効果を明らかにしたほか、コムギなまぐさ黒穂病の発生生態と耕種的防除法、黒毛和種における受精卵段階でのゲノム選抜技術等を開発。
- ・ 道内では、大型経営を中心に全国に先駆けてトラクターなどにGPSガイダンスシステムを搭載して活用する例が年々増加し、国内向けの約8割が本道に出荷される状況。道では、地域でスマート農業技術の導入をリードする人材の育成や、最新技術の情報発信などの取組を実施。

第9章 農業関係団体の動き

○ 農業協同組合

- ・ 令和2年(2020年)3月末現在の総合農協数は109組合。
- ・ 農協系統団体では、地域の金融機関としての機能も有する総合農協の適切な運営を図るため、財務内容が脆弱な組合における自己資本の増強や不良債権の償却などの経営改善を進めており、令和2年(2020年)1月には、日高管内3組合が信用事業を北海道信用農業協同組合連合会に譲渡。

○ 農業共済組合

- ・ 令和元年度(2019年度)末現在の農業共済組合数は5組合。
- ・ 農業者ごとの農業収入全体に着目した新たなセーフティーネットとして、平成31年(2019年)1月から開始された「収入保険制度」の加入者は、令和元年(2019年)において1,369戸。

○ 土地改良区

- ・ 平成30年度(2018年度)末現在の土地改良区数は73区で、改正土地改良法に基づく組織運営基盤の強化を推進。

○ 農業委員会・農業会議

- ・ 令和元年(2019年)10月1日現在の農業委員会数は、169市町村に170委員会が設置。また、農業委員及び農地利用最適化推進委員数は、前年に比べ6人減少の2,403人。

第10章 活力ある農業・農村づくり

○ 農業・農村への道民理解

- ・ 道は、令和元年度(2019年度)末現在で、都市住民との交流活動に意欲的な農業者が営む864の農場を「ふれあいファーム」として登録。

○ 農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組

- ・ 多面的機能支払交付金の支援により、令和元年度(2019年度)は、151市町村の765組織で農地法面の草刈りや水路の泥上げ等の基礎的保全活動に加え、水路、農道等の施設の軽微な補修や農村環境の保全などの取組を実施。
- ・ 中山間地域等直接支払交付金について、令和元年度(2019年度)は、98市町村で321の協定が締結され、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施。

○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ グリーン・ツーリズム関連施設は、令和元年(2019年)で2,592件。道内各地で美しい農村景観や地場農産物等を活用し来訪者のニーズに応える多様な取組を実施。
- ・ さらに幅広い視点でグリーン・ツーリズムを捉え、農林漁業者を含む多様な主体が地域ぐるみで連携して、農山漁村の豊かな自然やおいしい食、農林漁業や地域の歴史・文化などを提供する取組を「農村ツーリズム（農たび・北海道）」として推進。

〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

令和元年度(2019年度)においては、第5期北海道農業・農村振興推進計画の6つの施策の推進方針に即して、本計画に掲げている生産努力目標の達成に向けて、次の施策を総合的に推進。

1 農業・農村の役割・機能に対する道民意識の共有

- ・ 農業者等が行う道民の理解を深めるための取組や農業・農村ふれあいネットワークが展開するコンセンサスづくりの活動を支援。
- ・ 道民運動として食育を推進するため、地域ネットワークを強化するとともに、食品ロス削減に向け、「どさんこ愛食食べきり運動」を展開。

2 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

- ・ 國際水準の第三者認証GAPの導入促進を図るため、道における指導体制を整備したほか、産地指導者の養成など地域の体制整備に対する支援や、農業者等のGAP認証取得に要する経費を助成。
- ・ 稲作農業の持続的な発展と経営の安定を図るため、高品質・良食味米の安定生産や需要に応じたこめ産地づくりの推進、品種開発の加速化、北海道米の消費拡大など総合的な取組を実施。

- ・ 畑作産地の労働力不足に対応するため、馬鈴しょやてん菜の省力的作業体系の導入や単収向上のための新技術の導入、種馬鈴しょの生産性向上の取組等を支援。
- ・ 地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、地域が一丸となった産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援。
- ・ 北海道野菜のブランド力向上と生産確保のため、加工・業務用野菜に係る生産・流通体系の構築や新たな品目の導入、特産野菜の産地化、野菜の衛生管理対策を推進。
- ・ 豪雨、台風被害等が多発したことを踏まえ、農業用ハウスの災害被害防止のため、農業用ハウスの保守管理強化と補強などを支援。
- ・ 道産果実のブランド力の強化と果樹農業の振興を図るため、消費者・実需者ニーズの多様化に対応した高品質安定生産、省力・低コスト栽培技術の導入、需要拡大などの取組を実施。
- ・ ワイン用ぶどうの生産拡大と品質向上を図るため、関係団体等と連携しながら、道外からの苗木確保や栽培技術の向上などの取組を総合的に支援。
- ・ 畜産の生産基盤を強化し、地域一体となって収益性の向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ バイオガス発電等の副産物であるメタン発酵消化液等を肥料として地域で有効利用するため、地域協議会の設立・運営を支援するとともに、農業者への理解醸成のため、現地調査や研修会等を実施。

3 国内外の食市場を取り込む高付加価値農業の推進

- ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、選手村等の飲食に道産食材を供給するためのPR活動や、大会後の販路拡大につなげる取組を実施。
- ・ 6次産業化を推進するため、地域におけるネットワークづくりや「北海道6次産業化サポートセンター」の設置・運営、必要な加工・販売施設の整備などを支援。
- ・ チーズの製造技術の継承と地域の特色あるチーズ文化の維持・向上を図るため、就労希望者と工房とのマッチングなど、チーズ工房の担い手確保対策に取り組み。
- ・ 道産農産物の輸出拡大に向け、輸出に取り組もうとする産地への支援や、生産団体との合同PR活動のほか、米、青果物、牛肉及び日本酒を重点品目として、品目別に課題等を踏まえた取組を実施。

4 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保

- ・ 次代の本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者等を育成・確保するため、公益財団法人北海道農業公社において、きめ細かな担い手対策を実施。
- ・ 農外からの新規就農者の確保に向け、就農フェアの開催と農業見学を一体的に実施。
- ・ 農業法人等への雇用による就農を促進するため、農業法人と求職者を対象としたセミナー等の開催やマッチングを支援。
- ・ 担い手を支える労働力の確保を図るため、誰にとっても働きやすい環境づくりの推進に加え、農福連携など地域の多様な人材の活躍に向けた取組を実施。

- ・ 法人化や企業による農業参入を支援するため、「企業連携・農業法人化サポートデスク」における企業や農業者からの相談対応、地域と企業とのマッチング支援など、地域の実情や目指す経営の状況等に応じた支援を実施。

5 農業生産を支える基盤づくりと戦略的な技術開発・導入

- ・ 農地の生産力を最大限に引き出し、収量の向上を図りながら安全で良質な農産物を安定的に生産するため、道と市町村が連携して農家負担を軽減する施策を活用し、農作業の省力化を図るほ場の大区画化、農地の排水性強化のための暗渠排水、水管理の省力化に向けた用水施設等の整備を推進。
- ・ 担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の発生防止を図るため、農地中間管理機構が行う農地の賃貸借などの総合的な取組を支援。
- ・ スマート農業を推進するため、営農技術体系の検討・検証やＩＣＴ等を活用した牧草の生産実証、普及指導員の指導力強化、農業大学校での研修の充実などに取り組み。

6 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり

- ・ 多面的機能支払事業、中山間地域等直接支払事業及び環境保全型農業直接支援対策事業の実施などにより、農業・農村の多面的機能を支える地域活動や農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援。
- ・ 食・滞在・体験などを通じて地域ぐるみで旅行者を受け入れる「農村ツーリズム」を推進するため、農を中心に多様な分野の事業者が参加する地域構想づくりを支援。